

令和8年度（2026年度）生

箕面市奨学生募集要項

【入学準備金】

箕面市では、私立の高等学校等へ進学するにあたり、経済的理由により修学が困難な方を対象として、入学準備金を貸与します。

申請に際しては、この募集要項を熟読のうえ、手続きしてください。
また、不明な点等については、下記までお問い合わせください。

- ※ 申請手続きは、申請者（私立高等学校等進学予定者）又は親権者のかたが、申請書類をお持ちのうえ、ご来庁いただき、手続きをお願いします。
(郵送での受付はできません。)
- ※ 他の公共施設（支所等）では、入学準備金の受付業務は行っていません。

<問い合わせ・申請手続き先>

箕面市教育委員会

(子ども未来創造局 学校生活支援室)

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所 別館3階 34番窓口

電話番号：072-724-6760 FAX番号：072-724-6010

ホームページ：<https://www.city.minoh.lg.jp>

1 資格要件 【以下の①～③の資格要件の全てに該当することが必要です。】

- ① 次の対象となる学校で、私立学校法第2条第3項に規定する私立学校に入学が確定、又は入学見込みのかた

＜対象となる学校＞

- ア 学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校
- イ 学校教育法第124条に規定する専修学校（修業年限が2年以上の高等課程に限る。）
- ウ 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち、外国籍を有する生徒の教育を目的とした外国人学校で日本の高等教育課程に準ずる学校

＜対象となる学校＞

- ・ 学校教育法第124条に規定する専修学校のうち、上記イ以外の学校（専門課程、一般課程及び修業年限が2年未満の専修学校） 《例》防衛大学校、国際学校等
- ・ 海外に所在する学校
- ・ 短期大学、大学及び大学院

- ② 親権者が箕面市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているかた

- ・ 外国籍のかたも貸与の対象となります。ただし、留学生は奨学資金の貸与対象とはなりません。また、返還期間については、在留資格の有する期間とします。

- ③ 経済的理由により修学が困難なかた

- ・ 申請者の属する世帯の構成員全員の総所得金額等の合計額の総額が、生活保護法に規定する需要額（生活保護基準額）の1.5倍の範囲内にあるかたが対象となります。なお、この額は生活条件（年齢や家族構成）等によって異なります。

※給与収入のかたの総所得金額等の合計額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（申告分離課税の所得がある場合には加算した金額）から、損失の繰越控除がある場合には、それを適用して計算したもの。

【例：4名家族<父45歳、母43歳、兄18歳、本人15歳（中学生）借家で家賃51,000円>の場合】

→ 約441万円（基準年度・世帯構成数・個人年齢・就学状況・住宅状況等によって異なります。）

2 募集人数及び貸与額

募集人数：60人程度（私立高校等） 貸与額：上限200,000円

3 申請書等の提出（受付）期間

令和8年（2026年）1月9日（金）～1月30日（金）

平日（月曜日～金曜日）の開庁時間内（午前9時～午後5時）に持参してください。

提出先：箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室
箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所 別館3階 34番窓口

4 提出書類

【必ず提出が必要な書類】

① 奨学生申請書（別添「様式第1号」）

・申請者（私立高等学校等進学予定者）及び親権者が、それぞれ自署してください。

※申請者及び親権者が自署していない申請は受付できません。

② 奨学生推薦書（別添「様式第2号」）

・現在、在籍する学校に作成を依頼してください。

③ 進学希望先での目標（申請者自筆）（別添様式）

・申請者が作成してください。

※申請者が自筆していない申請は受付できません。

④ 入学において学校等に納入する費用や納入時期が記載された案内等の書類

・進学予定校が配布している書類の写しで結構です。

・必要に応じて、教育委員会が進学予定校に費用の内訳等の問い合わせをする場合があります。

⑤ 家庭状況調査票（別添様式）

【一部のかたのみ提出が必要な書類】

⑥ 住民票の写し

※①奨学生申請書（様式第1号）の同意書に署名された場合は提出不要です。

※当該年度発行のものを提出してください。

⑦ 収入状況を証明する書類

※令和7年1月1日以前から箕面市に在住のかたで、奨学生申請書（様式第1号）の同意書に署名された場合は提出不要です。

※令和6年中の申請者の属する世帯の構成員全員の総所得金額等の合計額を証明する書類（所得証明書、確定申告書（控）の写しなど）

-
- * その他、必要に応じ奨学資金の貸与を希望する理由を証明する書類等を添付していただくことがあります。
 - * 提出書類は、決定・不決定の如何に関わらず、一切返還いたしません。
 - * 申請に要する費用（住民票の写し等の発行手数料など）は、申請者の負担となります。

5 奨学生の決定

奨学生は、募集人数（貸与計画額）の範囲内で修学困難度の高い順に決定します。

募集人数（貸与計画額）を超えて申請があった場合は、箕面市奨学生選考委員会に諮問の上、修学困難度が高いと判断されたかたから順に決定します。したがって、貸与資格のあるかたでも採用できず、貸与できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

6 奨学生決定後の注意点

- ・奨学生に決定されたかたには、2月中旬頃、教育委員会より奨学生決定通知書及び必要書類を郵送します。
- ・奨学生は、すみやかに必要書類一式を教育委員会にご提出ください。
- ・必要書類には、連帯保証人の自署・押印等が必要になる書類等、ご用意にお時間がかかることが想定される書類もありますのでご注意ください。
- ・原則、入学金を私立高校等に支払った後、入学準備金を貸与しますが、入学金支払前に貸与が必要な場合は別途ご相談ください。
- ・進学先が確定していない場合、貸与できませんのでご注意ください。
例：公立高校を併願しており、私立高校に入学しない可能性があるかたについては、公立高校の合否結果を待ち、私立高校への入学が確定した後の貸与となります。
- ・入学準備金の貸与は、奨学生本人の口座に振込みます。

【参考】入学準備金の貸与時にご提出いただく書類

合格証明書の写し、入学金等の領収書の写し、住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載があるもの）（本人分・連帯保証人分）、印鑑登録証明書（連帯保証人2名分）、誓約書、奨学資金借用証書、口座振替依頼書

※入学準備金の貸与手続きに要する費用（住民票の写し・印鑑登録証明書の発行手数料、収入印紙など）は、奨学生の負担となります。

7 連帯保証人について

入学準備金の貸与に当たっては、下記のとおり2名の連帯保証人の届け出が必要となります。

- 1) 親権者のうち主たる生計維持者 1名
- 2) 奨学生と同一世帯に属さない者 1名

8 返還について

- ・利 息 等：無利息（規定年限内）
- ・規定年限：入学する学校における正規の修業年限に相当する期間が終了した日（卒業）の翌月から起算して10年を限度に返還していただきます。
- ・返還方法：月賦（毎月）、半年賦（年2回）または年賦（年1回）のいずれか
- ・返還が滞った場合は、民法419条に基づき、遅延損害金が課されますので、あらかじめご承知願います。